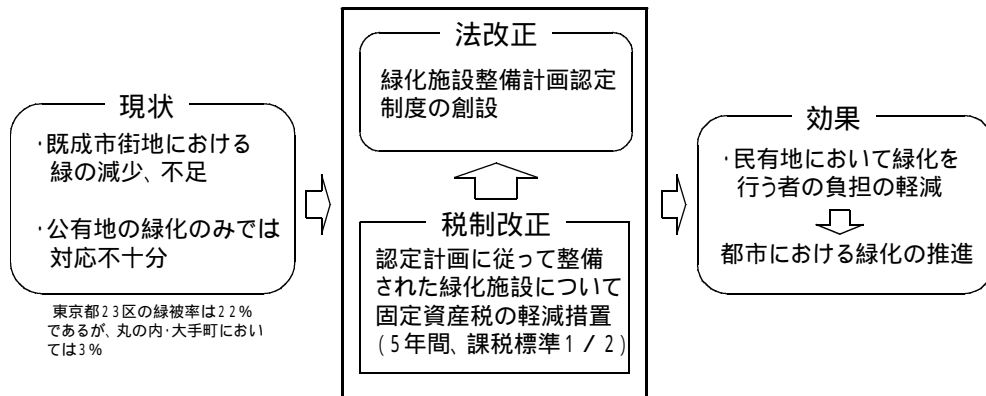


緑化施設整備計画認定制度

— 平成13年都市緑地保全法改正 —

都市におけるヒートアイランド現象の緩和、良好な自然的環境の創出を図るため、建築物の屋上、空地その他の屋外での緑化施設の整備に関する緑化施設整備計画を市町村長が認定し、固定資産税の課税の特例措置等の支援措置を講じている。



『 緑化施設のイメージ 』



対象となる緑化施設：「緑の基本計画」における「緑化重点地区」内の建築物の敷地内（建築物の屋上、空地その他の屋外）において整備される緑化施設
緑化施設を整備する建築物の敷地面積：1,000㎡以上
緑化施設の面積の建築物の敷地面積に対する割合（緑化率）：20%以上